

④その他ご利用者の実費負担の対象となるもの

種類	料金	備考
食事代	1,100円	1食あたり
おやつ代	110円	1食あたり
紙おむつ代	165円	持参の場合は除きます
尿取りパット代	33円	持参の場合は除きます
不織布マスク代	33円	持参の場合は除きます
行事活動費などのレクリエーション費用	実費	内容により異なります

備考 上記には、消費税が含まれております。

【通所介護重要事項説明書 別表】

6. 利用料金

株式会社クラブツーリズム・ライフケアサービス
クラブツーリズム まごころ俱楽部 三鷹

①基本料金

・次の表の金額は、介護保険法で定める通所介護サービス基本となる報酬単位をもとに計算された料金です。

・基本料金は、ご利用者の要介護状態、サービス提供時間によって異なるほか、自己負担金額については年金収入等の所得に応じて、負担割合が異なります。

・基本料金に記載された金額に、介護保険法で定めるご利用状況に該当する各種「加算」が付加、「減算」が控除されます。（③加算・減算を参照）

[基本料金]

サービス提供時間	要介護等の区分	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
7時間以上8時間未満	要介護1	7,027円	703円	1,406円	2,109円
	要介護2	8,298円	830円	1,660円	2,490円
	要介護3	9,612円	962円	1,923円	2,884円
	要介護4	10,925円	1,093円	2,185円	3,278円
	要介護5	12,260円	1,226円	2,452円	3,678円

サービス提供時間	要介護等の区分	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
8時間以上9時間未満	要介護1	7,144円	715円	1,429円	2,144円
	要介護2	8,447円	845円	1,690円	2,535円
	要介護3	9,772円	978円	1,955円	2,932円
	要介護4	11,117円	1,112円	2,224円	3,336円
	要介護5	12,474円	1,248円	2,495円	3,743円

サービス提供時間	要介護等の区分	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
6時間以上7時間未満	要介護1	6,237円	624円	1,248円	1,872円
	要介護2	7,358円	736円	1,472円	2,208円
	要介護3	8,501円	851円	1,701円	2,551円
	要介護4	9,622円	963円	1,925円	2,887円
	要介護5	10,765円	1,077円	2,153円	3,230円

※基本料金は、実際にサービスの提供に要した時間でなく、居宅サービス計画に定められた通所介護サービスに要する目安の時間を標準と致します。

②利用者負担金

介護保険法の適用になるご利用者（要介護認定を受けている方）は①基本料金と③加算・減算の利用者負担額をお支払い頂きます。（消費税は課税されません）

但し、介護保険の給付の範囲を超えた場合は、全額自己負担（①基本料金と③加算・減算のサービス利用料金）となります。この場合、別途消費税を①基本料金と③加算額・減算額の合計額に対してお支払い頂きます。

③加算・減算

介護保険法で定められている通所介護サービスにかかる加算は以下の通りです。

加算の種類	ご請求の単位	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
個別機能訓練加算 I (イ) (※1)	個別機能訓練サービスのご利用1回につき	598円	60円	120円	180円
個別機能訓練加算 I (ロ) (※2)	個別機能訓練サービスのご利用1回につき	811円	82円	163円	244円
個別機能訓練加算 II (※3)	個別機能訓練サービスのご利用ひと月につき	213円	22円	43円	64円
入浴介助加算 (I) (※4)	入浴介助サービスのご利用1回につき	427円	43円	86円	129円
入浴介助加算 (II) (※5)	入浴介助サービスのご利用1回につき	587円	59円	118円	177円
口腔機能向上加算 (II) (※6)	口腔機能向上サービスのご利用1回につき	1,708円	171円	342円	513円
科学的介護推進体制加算(※7)	通所介護サービスのご利用ひと月につき	427円	43円	86円	129円
サービス提供体制強化加算 II (※8)	通所介護サービスのご利用1回につき	192円	20円	39円	58円
介護職員等処遇改善加算 I (※9)	基本料金・加算・減算の月額総利用額につき	月額総利用額(基本料金・加算・減算)の9.2%	総利用額の9.2%に対し1割	総利用額の9.2%に対し2割	総利用額の9.2%に対し3割
ADL維持等加算 (I) (※10)	通所介護サービスのご利用ひと月につき	320円	32円	64円	96円
ADL維持等加算 (II) (※10)	通所介護サービスのご利用ひと月につき	640円	64円	128円	192円

□加算の該当条件

※1…専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、身体機能及び生活機能の維持・向上を目標とした機能訓練サービスの実施

※2…専従の機能訓練指導員を2名以上配置し、身体機能及び生活機能の維持・向上を目標とした機能訓練サービスの実施

※3…※1の機能訓練サービスを実施し、ご利用者様ごとの個別機能訓練計画等の情報を厚生労働省に提出し、サービス実施時に必要に応じて情報を活用する場合

※4…入浴中のご利用者様の観察を含む介助を行った場合

※5…機能訓練指導員等が居宅の浴室で入浴が行えるよう入浴計画を作成し、ご利用者様の観察を含む介助を行った場合

※6…口腔機能向上のため、口腔内清掃、摂食、嚥下機能の訓練を実施し、ご利用者様ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、サービス実施時に必要に応じて情報を活用する場合

※7…厚生労働省にご利用者様の介護に関わる基本的な情報を一定期間ごとに提出し、公表された介護データを基に、必要に応じサービス計画を見直す等、ケアの質の向上を図るための加算

※8…介護福祉士の資格を有した職員の配置(介護福祉士の割合)を強化していることによる加算

※9…介護職員等の処遇改善のための加算

※10…ADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合

介護保険法で定められている通所介護サービスにかかる減算は以下の通りです。

減算の種類	減算の該当条件	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割の場合	2割の場合	3割の場合
送迎を行なわない場合の減算	送迎を実施していない場合(片道につき)	-501円	-51円	-101円	-151円

※各種加算は、ご利用者がそれぞれ該当するサービスをご利用された場合に適用され、送迎が実施されなかった場合に減算されます。